


議員提出議案第10号

平成25年11月26日

逗子市議会議長 塔本 正子 殿

逗子市議会議員 岩 定 年 治 

同 加 藤 秀 子 

同 原 口 洋 子 

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び逗子市議会会議規則（昭和43年逗子市議会規則第3号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

逗子市小児の医療費の助成に関する条例（平成7年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第3条第1項第1号中「満7歳」を「満12歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の逗子市小児の医療費の助成に関する条例の規定は、前項の規則で定める日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(提案理由)

小児を養育している者の医療費の負担軽減と育児支援、県内自治体との均衡を考慮し、制度の格差是正を図り、医療費の助成を受ける乳幼児から満12歳、小学校6年生まで対象を拡大するとともに、公布の日から2年を超えない範囲内で施行するにあたり、改正の要あるため提案する。